

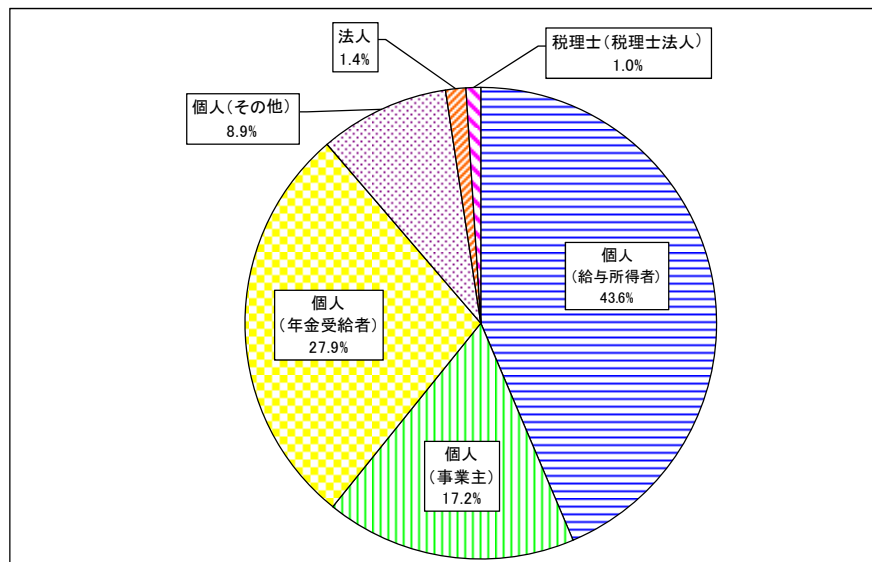
国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用に関するアンケートの実施結果について

国税庁では、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を皆様にとって利用しやすいシステムにしていきたいと考えております。そこで、今後のシステム開発や運用等の参考とさせていただくため、e-Tax ホームページ及び確定申告書等作成コーナーにおいて、アンケートを実施しているところですが、平成 24 年 2 月から 5 月にかけて 46,410 件のご回答をいただきました。

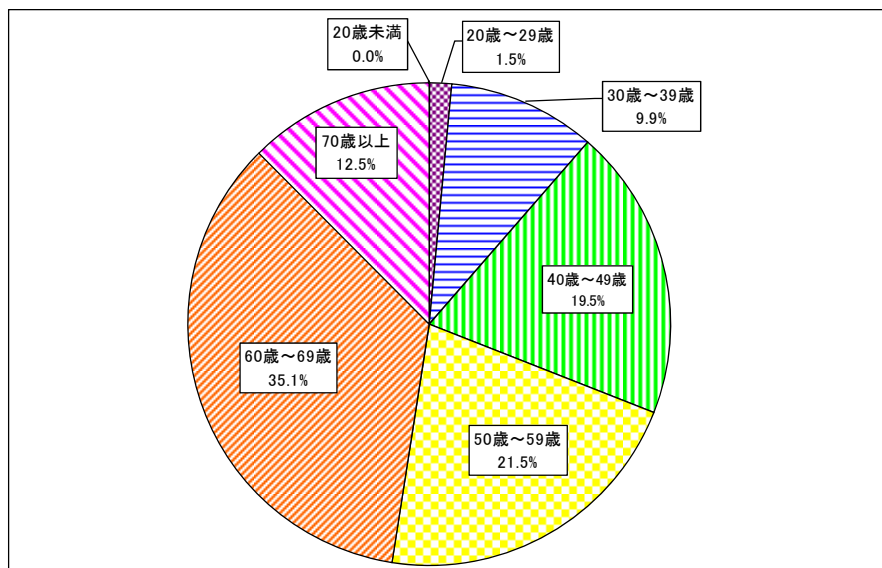
ご協力いただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。

アンケート結果の概要は次のとおりです。

1. アンケート回答者の内訳

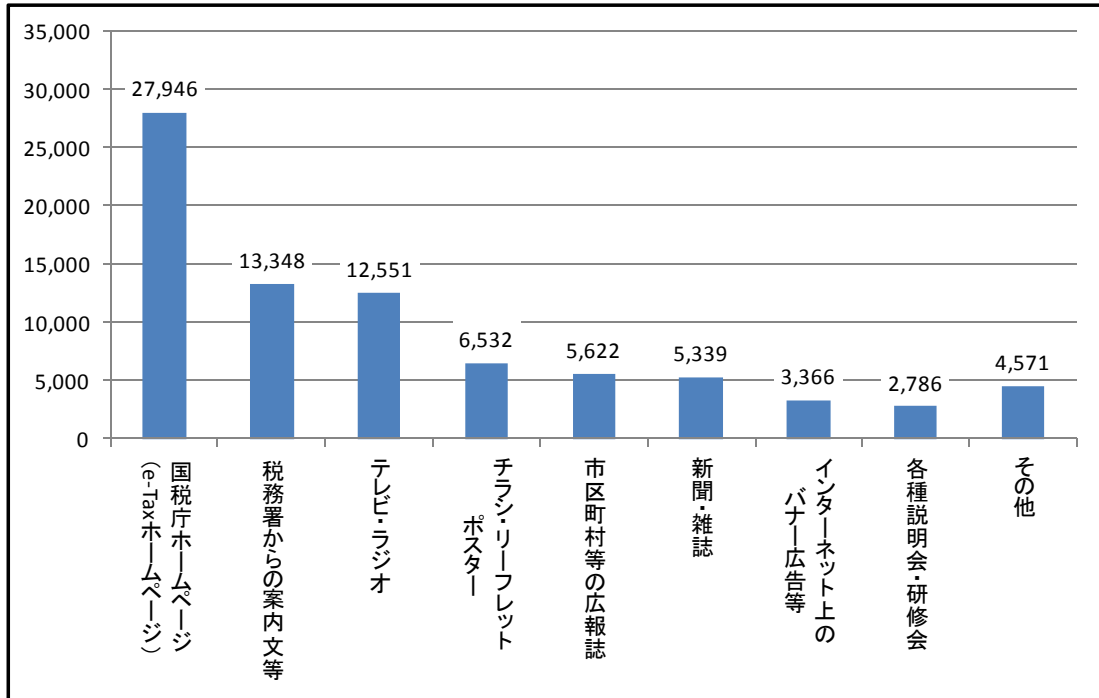


2. アンケート回答者の年齢（個人の方）



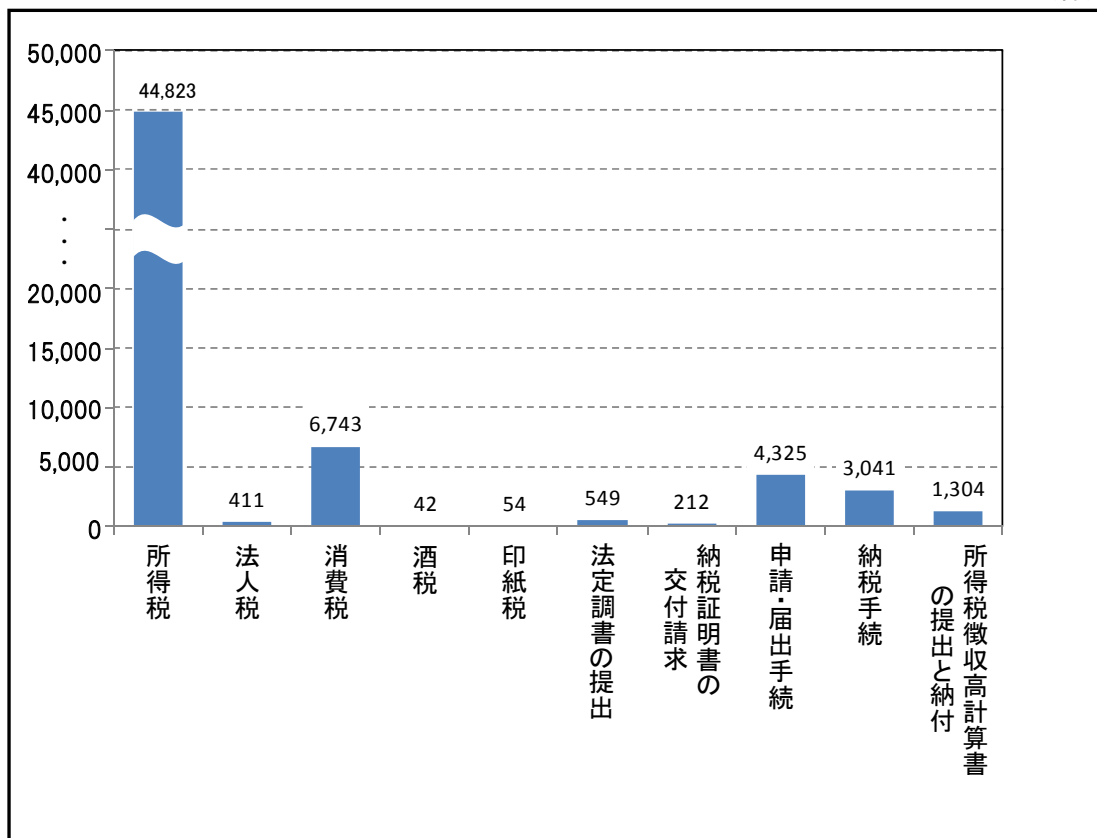
3. e-Tax や確定申告書等作成コーナーをどのようにして知りましたか<複数回答>

(件)



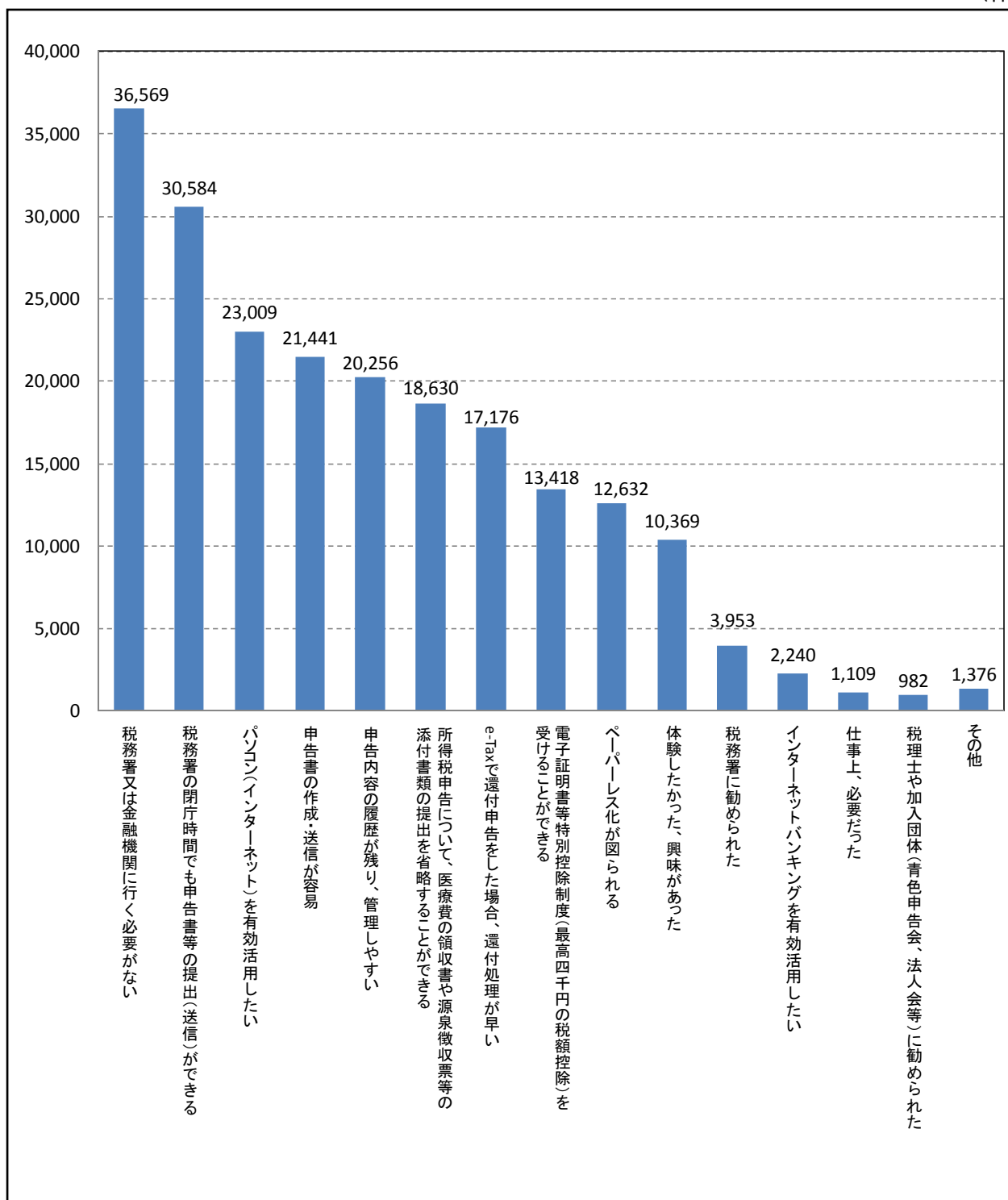
4. 利用した(利用予定) 手続<複数回答>

(件)



5. 利用しようと思った理由<複数回答>

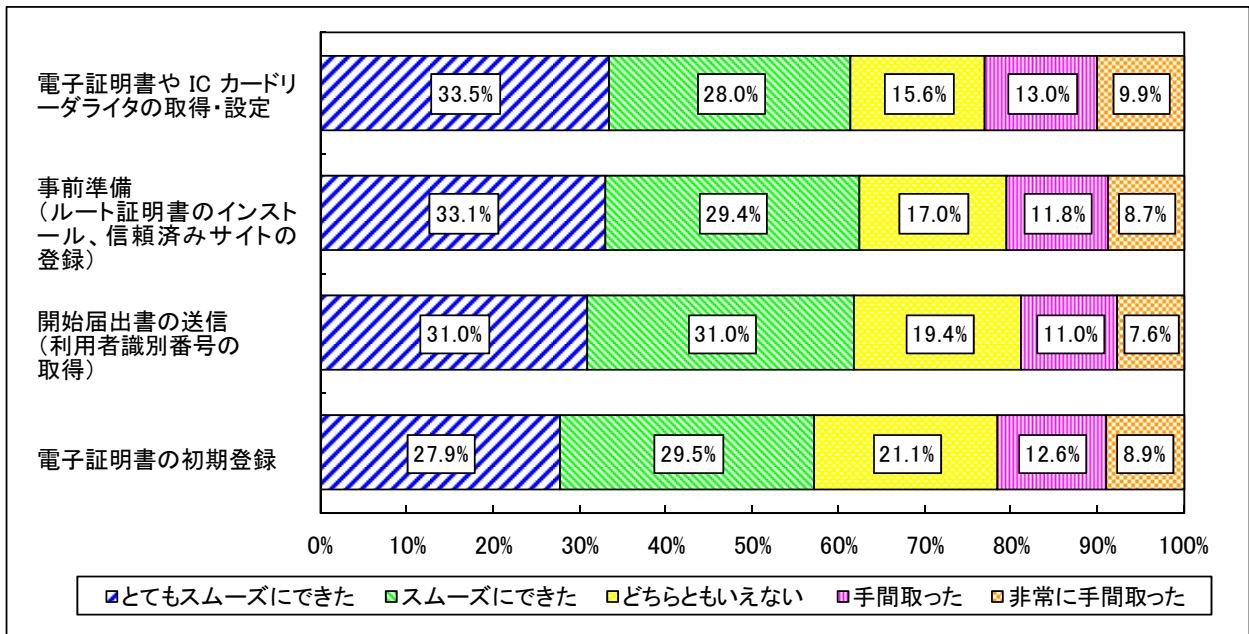
(件)



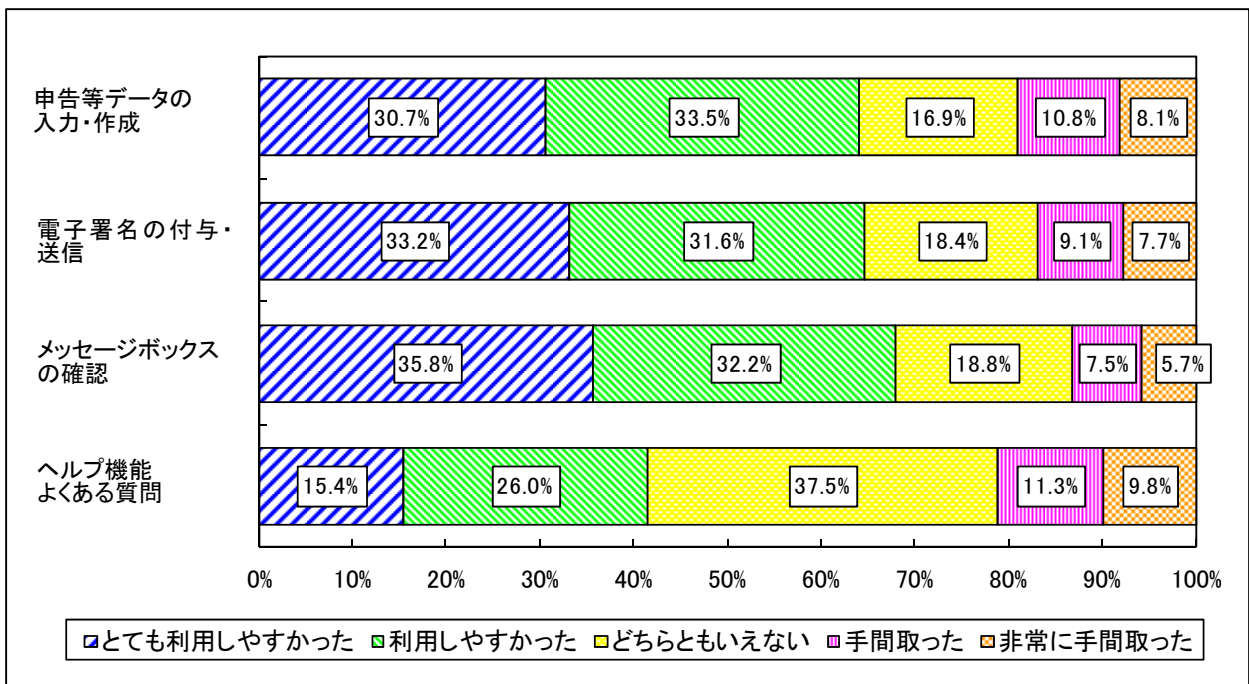
【その他の主な回答】

- ・ 申告会場の混雑を避けるため
- ・ 行政の効率化に協力するため
- ・ 自分の都合の良いときに申告、申請できるから
- ・ 簡単に使えるから

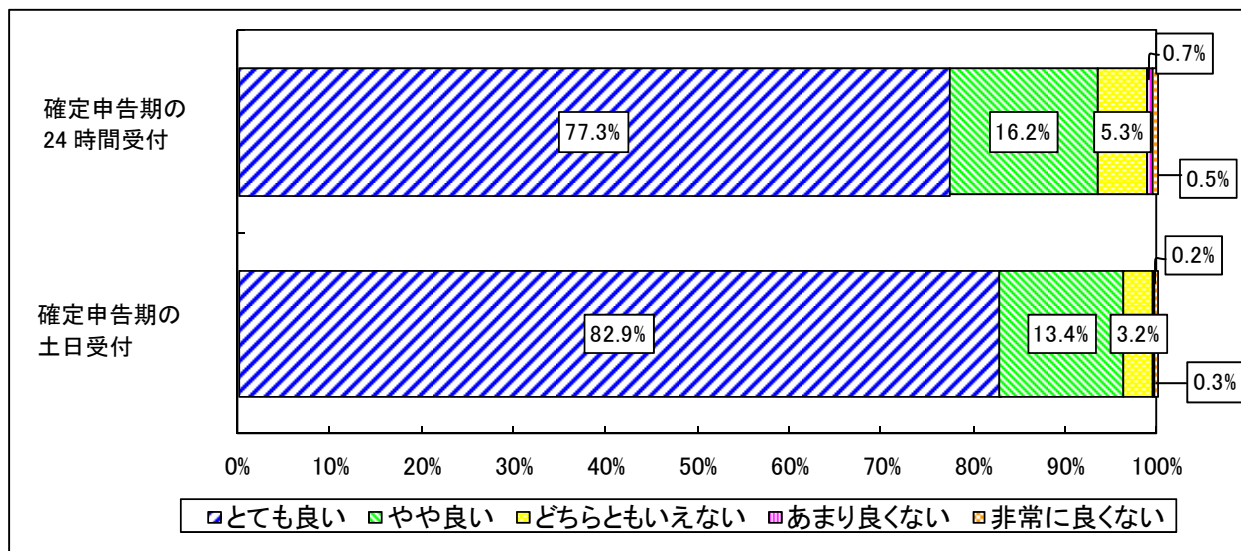
6. 事前手続について



7. 利用しやすさについて



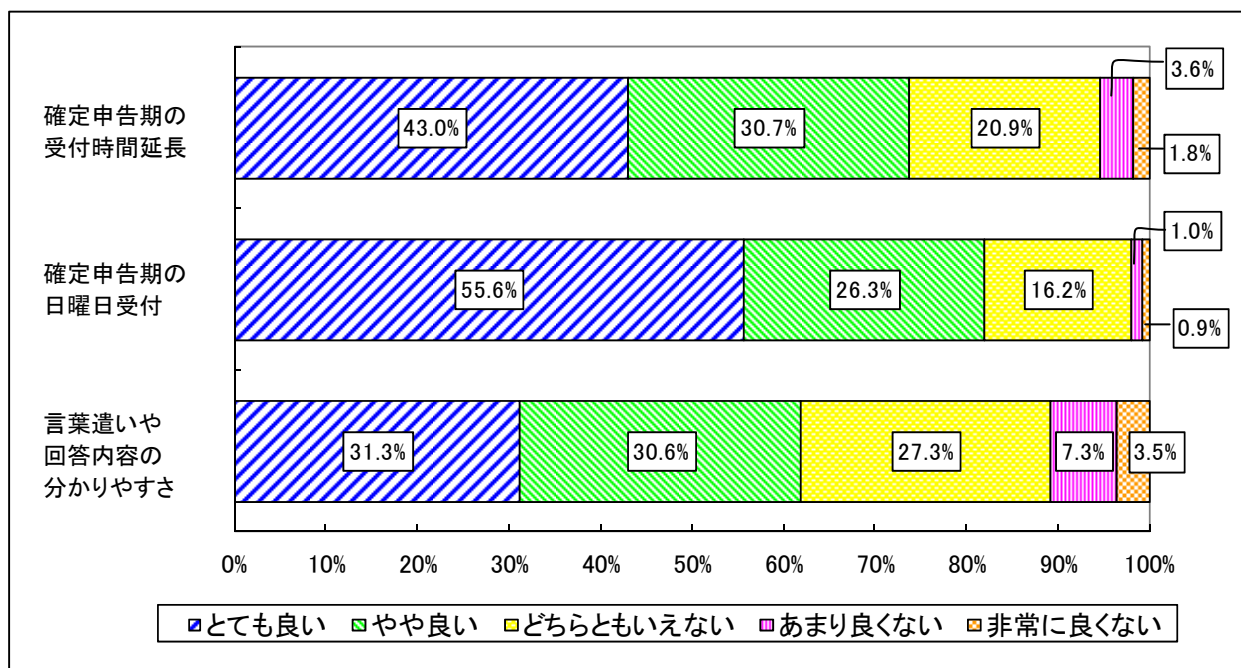
8. 確定申告期における受付（送信可能）時間の延長について



【確定申告期の e-Tax 受付時間】

通常期：月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く） 午前8時30分～午後9時
 確定申告期：24時間（メンテナンス時間を除く）

9. ヘルプデスクについて

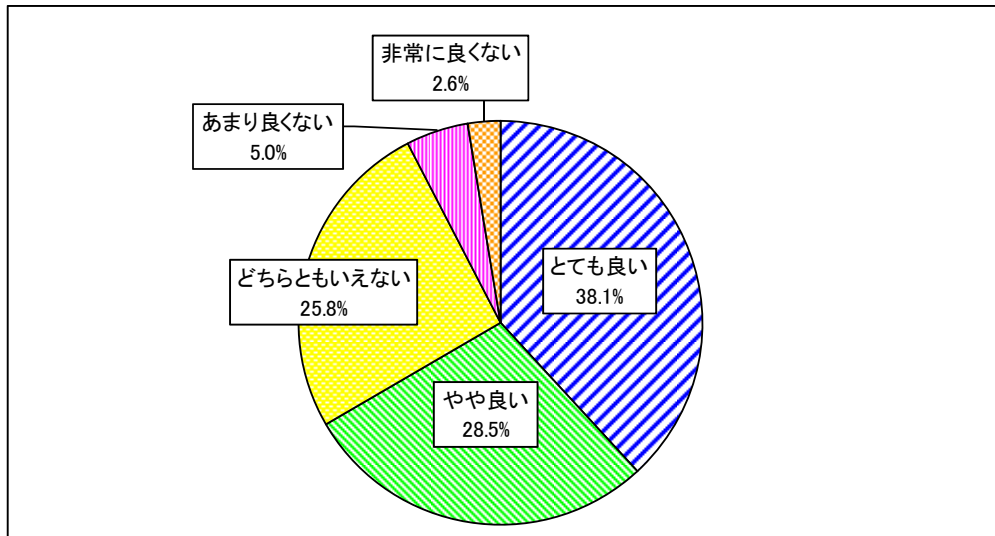


【ヘルプデスクの受付時間】

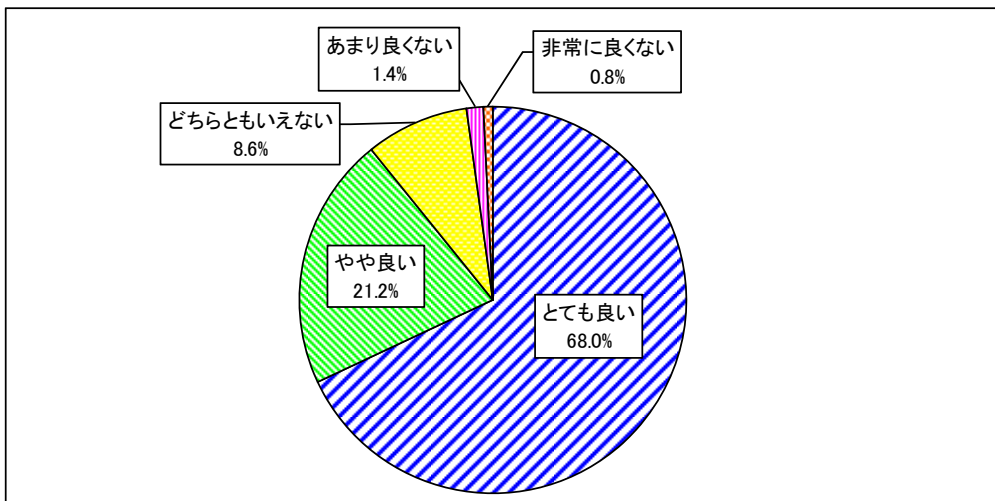
通常期：月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時
 確定申告期：月曜日から金曜日（祝日を除く）及び日曜日 午前9時～午後8時

10. e-Tax の普及拡大に向けた取組について

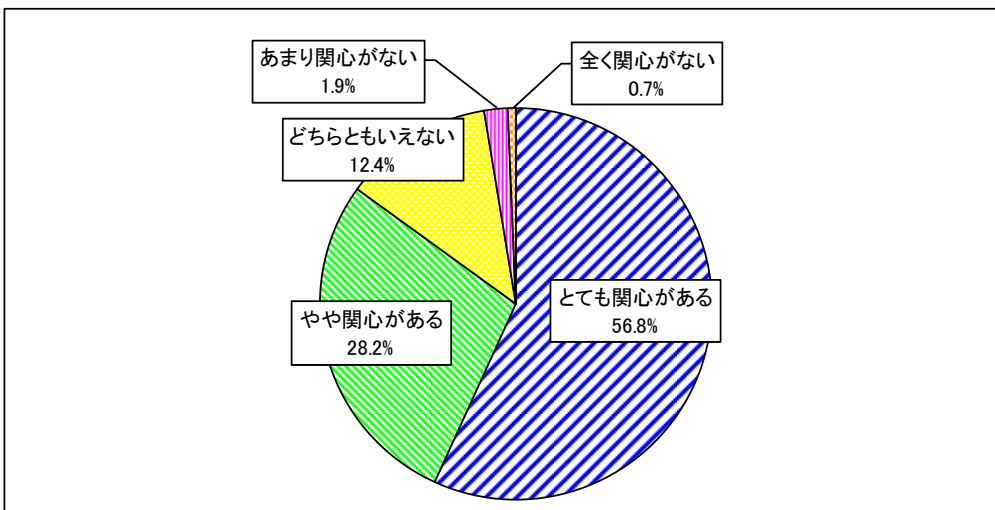
電子証明書等特別控除の適用期間が、平成 24 年分確定申告まで延長された
(平成 23 年分は最高 4,000 円、平成 24 年分は最高 3,000 円)



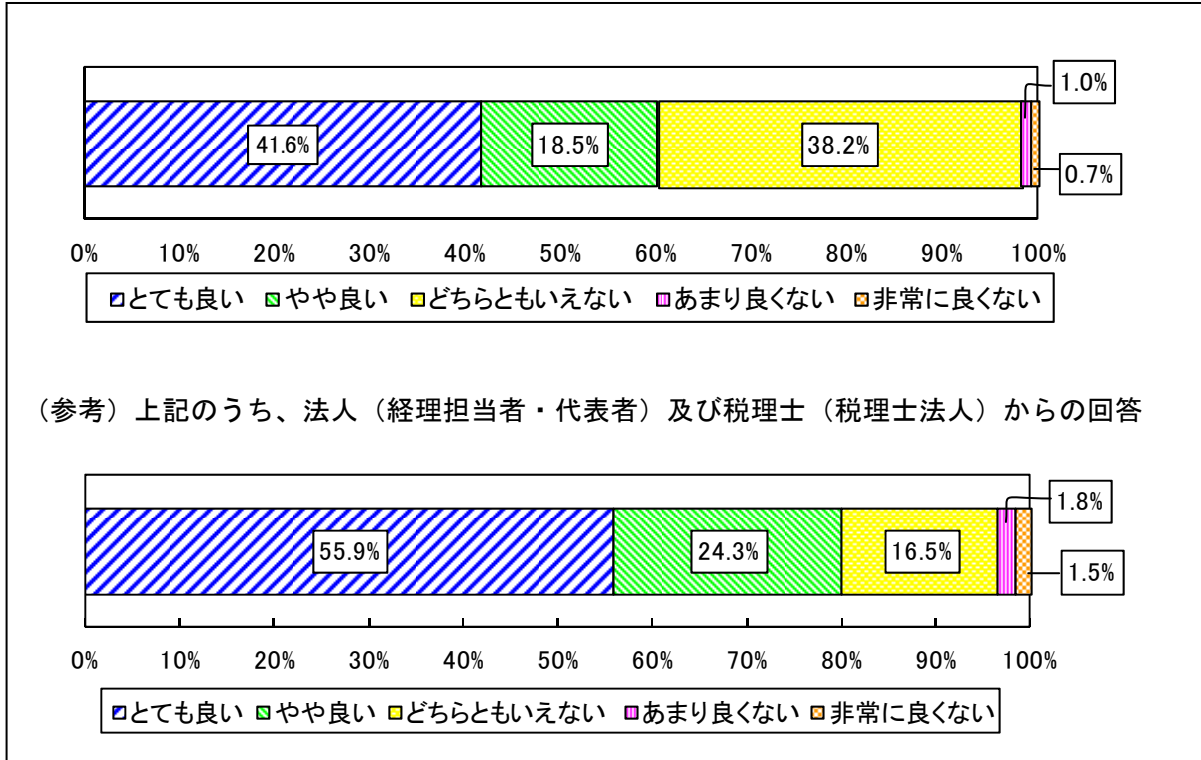
医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類については、提出を省略できる



e-Tax を利用した還付申告書については、処理期間を 3 週間程度に短縮している



11. 法人税等の申告が集中する5月末における受付（送信可能）時間の延長について



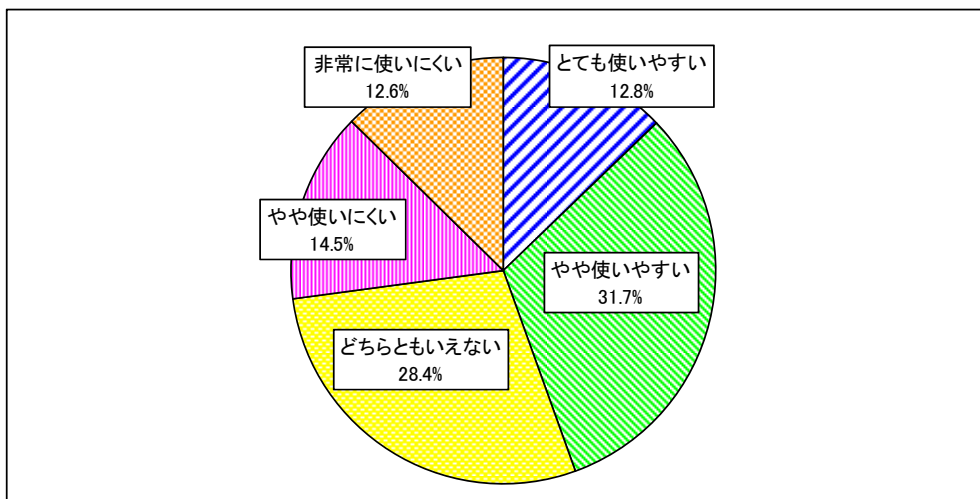
(参考) 上記のうち、法人（経理担当者・代表者）及び税理士（税理士法人）からの回答

【5月末の e-Tax 受付時間】

通常期：月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く） 午前8時30分～午後9時

5月末：上記に加えて月末4日間（平成24年は5月28・29・30・31日）午前8時30分～午後10時30分

12. e-Tax ソフト（WEB版）について



平成24年1月から、給与所得の源泉徴収票等の法定調書・給与等の所得税徴収高計算書の提出、納税証明書交付請求及び納付情報登録依頼については、e-Taxソフトをインストールすることなく、e-Taxホームページの「e-Taxソフト（WEB版）」で作成・送信できるようになりました。

【主なご要望・ご意見】

1 使い勝手について

＜ご要望＞ 事前準備（各種ソフトのダウンロードなど）が手間なので、簡素化してほしい。

＜回答＞ 確定申告書等作成コーナーには、必要な環境をまとめて設定することができる「事前準備セットアップ」があります。なお、確定申告書等作成コーナーでは、パソコンの画面上の案内に従って金額等を入力すると所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、作成したデータは、そのままe-Taxを利用して送信することができます（贈与税については、平成24年分の申告からご利用いただけるようになります。）。

また、平成24年1月からは、給与所得の源泉徴収票等の法定調書・給与等の所得税徴収高計算書の提出、納税証明書交付請求及び納付情報登録依頼について、e-Taxソフトをインストールすることなく、e-Taxホームページの「e-Taxソフト（WEB版）」で作成・送信できるようになりました。

今後も、より使いやすくなるよう、検討していきます。

2 電子署名について

＜ご要望＞ 電子署名を不要にして、利用者識別番号と暗証番号だけで利用できるようにしてほしい。

＜回答＞ e-Taxでは、納税者の方の権利・義務に係わる重要なデータを扱うことから、情報セキュリティの確保には万全を期しており、原則として納税者本人の電子署名を求めています（税理士が代理送信をする場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。）。

今後もセキュリティを確保しつつ、利用者利便の向上が図れるような利用方法の改善について検討していきます。

3 電子証明書等特別控除について

＜ご要望＞ 電子証明書等特別控除を毎回適用できるようにしてほしい。

＜回答＞ 電子証明書等特別控除は、所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子署名及び電子証明書を付して、その年分の確定申告期限までにe-Taxを利用して行う場合、平成19年分から平成24年分のいずれかの年分で1回、所得税額から最高4,000円（平成24年分は最高3,000円。その年分の所得税額を限度とします。）の税額控除を受けることができる制度です。

この制度は、国税の電子申告等を推進する観点から、電子証明書とICカードリーダーライタの取得等を、税制面で支援するため創設されました。制度創設の趣旨から、毎回適用することはできませんので、ご理解いただきますようお願いします。

4 受付（送信可能）時間について

＜ご要望＞ 受付（送信可能）時間をもっと延長してほしい。

＜回答＞ 現在、e-Taxの利用状況を踏まえ、所得税の確定申告期については24時間受付とするとともに、法人税等の申告が集中する5月末について受付（送信可能）時間の延長を実施しています。また、平成24年からは8月末、11月末も受付（送信可能）時間を延長することになっています。受付（送信可能）時間の更なる延長については、納税者の方々の利用状況及び運用コストなどを勘案して検討していきます。

5 その他のご意見

○ 専門用語が難しいので、簡単な言葉で説明してほしい。

○ e-Taxソフトの操作マニュアルをもっと分かりやすくしてほしい。 など

いただいたご要望・ご意見につきましては、今後のシステム開発や運用等の改善を進めていく際の参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。